

第3期大磯町地域福祉活動計画

～一歩踏みだそう！かおの見える町づくり～

令和7年度から令和9年度

令和7年3月

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会

～ 目次 ～

第1章 計画の策定にあたり 3

- 1 地域福祉活動計画の趣旨 3
- 2 これまでの取り組みを振り返って 4
- 3 実施期間 4

第2章 社会福祉協議会の使命と活動原則 5

第3章 計画の概要 6

- 1 計画の全体像 6
- 2 基本施策の現状と課題 7
- 3 取組内容に関する今後の見通し 8
- 4 計画の推進体制 8

第4章 資料編 10

- 1 計画策定におけるアンケート及び調査結果 10
- 2 策定委員会設置要綱 33
- 3 策定委員名簿 35
- 4 策定経過 36
- 5 用語解説 37

○ 大磯町社会福祉協議会会長あいさつ

皆様方には、日頃より大磯町社会福祉協議会に対し、深いご理解とご協力を賜わり、心から感謝申し上げます。

今回の第3期地域福祉活動計画は、『一步踏み出そう！かおの見える町づくり』を基本理念として、『地域福祉推進委員会との懇談会や夏季期間などにおける福祉体験学習、一般社団法人やっほーとの共同事業の展開など現在の活動』を中心とした取組み内容となっています。

今後も高齢者が増加していく社会において中、この計画の目的を町民と共有して、推進を図っていきます。一般に自助、共助、互助、公助と申しますが、一体となり、町民が安心して暮らせるよう努めなければならないと考えています。

計画の推進においては、進行の確認及び評価をすることが重要であります。絵に描いた餅にならないよう町と社協が一緒になってこの計画を推進して参ります。

今回この計画をまとめていただいた各委員の皆さまありがとうございました。

大磯町社会福祉協議会

会長 仲川 元秋

○ 地域福祉活動計画策定委員長あいさつ

「第3期大磯町地域福祉活動計画～一步踏み出そう！かおの見える町づくり～」について、策定委員会委員及び大磯町社会福祉協議会事務局の皆さまにはこれまで多大なご尽力を賜り、このたび無事に策定できましたこと、先ずは心より感謝申し上げます。

第3期計画（令和7～9年度）は、これまでの第1期計画（平成21～25年度）や第2期計画（平成27～29年度）と比較し、「現実的かつ実行可能な計画」を目標に話し合いを重ねてきました。その結果、基本施策と取組内容を大幅に絞り込むことで、実現可能な充実した内容とすることができました。また、これまでの“読んでわかる”ものから、図表を用いることで“ひと目でわかる”ものを構成の主軸とし、より町民の皆さまにわかりやすい計画にすることができました。

本計画が、大磯町社会福祉協議会と町民の皆さまとの架け橋となり、大磯町全体が地域福祉の推進に向けてこれまで以上に大きな一步を踏み出す、その礎となることを大いに期待します。

大磯町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

委員長 砂田 淳一郎

第1章 計画の策定にあたり

1 地域福祉活動計画の趣旨

厚生労働省は、地域共生社会（※1）の実現において、本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱えるさまざまな困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった「強み」「思い」を引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であると提案しています。そして、本人や世帯を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして推進していくことが求められています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会（※2）（以下「社協」という。）が活動計画として策定するもので、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉（※3）の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。地域福祉活動を展開することにより、子どもからお年寄りまで、また、障がいがある人もない人も、地域で暮らすすべての人が、住み慣れたまちにおいて、安心していきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現を目指す計画です。

第3期大磯町地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）では、地域共生社会の実現に向けて、大磯町社会福祉協議会（以下「当会」という。）の行動計画として実現が可能である取組に絞り策定をしました。アンケート結果などから抽出された課題については、本計画の評価と合わせて、次期の計画に反映するようにしていきます。

※地域福祉計画との連携

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。主に公的福祉サービスの基盤整備に責任を持って地域福祉を全般的に推進するための行政計画です。

「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係性については、相互に独自の役割を果たしながら、地域福祉推進にあたり連携を保ち補完し合うためのものであり、そのため双方で整合性を保持することが必要になってきます。また、「通いの場（※14）」の普及に向けて、大磯町（以下「町」という。）との連携を強化し、取り組むことが重要になっています。

2 これまでの取り組みを振り返って

当会では、第1期計画（平成21年度から平成25年度）と第2期計画（平成27年度から平成29年度）を策定して、「一步踏みだそう！かおの見える町づくり」を基本理念として、地域福祉の推進に取り組んできました。平成30年度以降については、計画策定が未着手の状態となっており、地域福祉を推進していくにあたり、本計画の策定が求められていました。

これまで計画において、「1. 助け合いの関係をつくっていこう」、「2. 交流の場を考えていこう」、「3. 安心して生活できる仕組みをつくっていこう」、「4. バリアを取り除いていこう」、「5. 情報の共有化をしていこう」、「6. 多種・多様な機関での連携を図ろう」などの6つの目標を立てて取り組んできました。主な取り組み内容は、第1期計画では「社会福祉法人の連携」「災害時の助け合い」に重点を置き、第2期計画では平成28年11月に「地域センターまんてん」の設置とともに、「交流の場を広げる・活動拠点の確保」や「地域福祉推進委員会との連携」に重点を置き、それぞれ取り組んできました。

令和2年からは、新型コロナウイルスによって人と人との距離を取らなければならなくなり、その対策を講ずることで交流を図る居場所づくりの開催やその他の福祉活動に大きな影響を与えることとなりました。さらに、感染拡大の影響を受けて数年間の活動が中止になったことで、活動団体の解散や担い手が減少するなどの課題が顕著になりました。

そこで、本計画では、今までの計画を踏襲した上で、大磯町地域福祉計画（以下「町計画」という。）に沿った内容として策定していくことにしました。また、地域福祉の推進にあたり、関係機関・団体にアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映させています。

※計画策定におけるアンケート調査の実施概要

調査対象	関係機関や団体（20団体・135名）
調査方法	郵送及び手渡し
調査期間	令和6年2月7日から令和6年2月22日
回収結果	回答数：86件 有効回答率：63.7%

3 実施期間

本計画の実施期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

※それ以降の計画については、町計画との一体的な計画を視野に入れ、町と連携を図りながら策定する予定です。

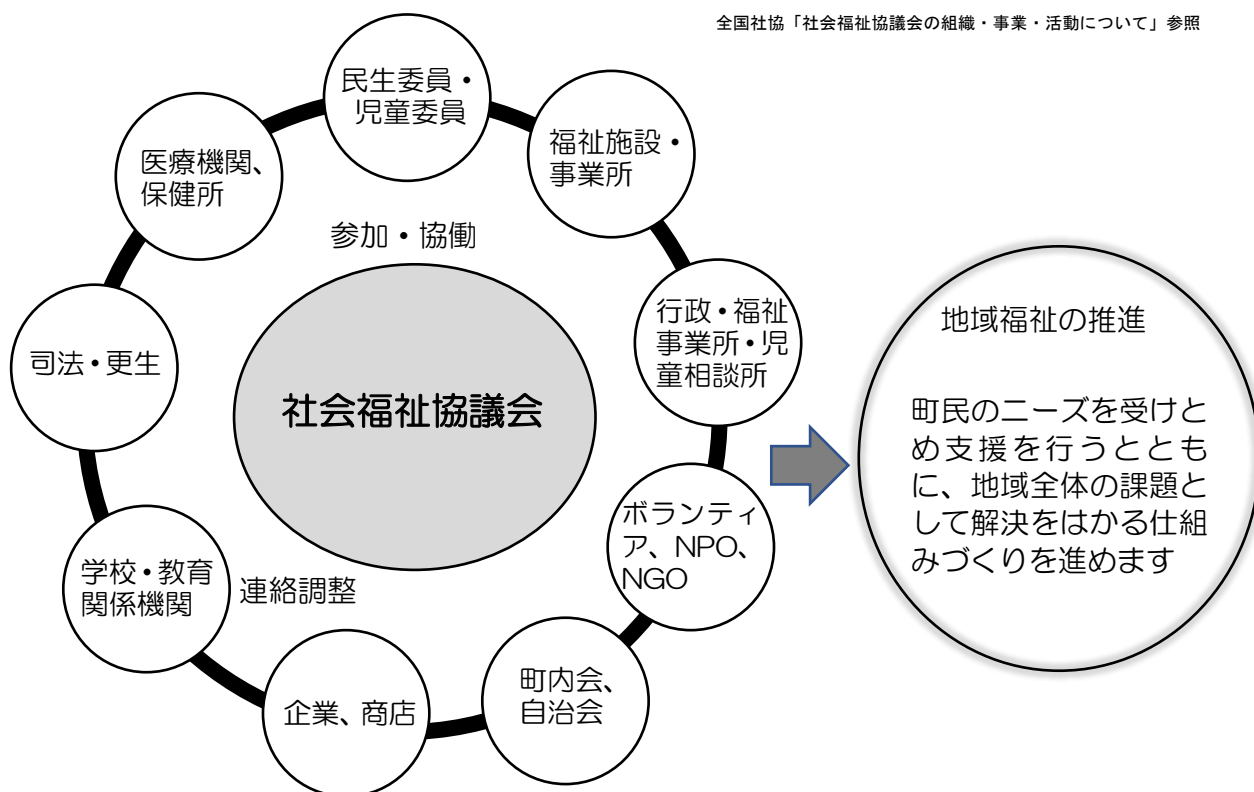
第2章 社会福祉協議会の使命と活動原則

社会福祉協議会の使命（市区町村社協経営指針）

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

社会福祉協議会の活動原則（新・社協基本要項）

- ① 住民ニーズ基本の原則 ② 住民主体の原則 ③ 民間性の原則
- ④ 公私協働の原則 ⑤ 専門性の原則

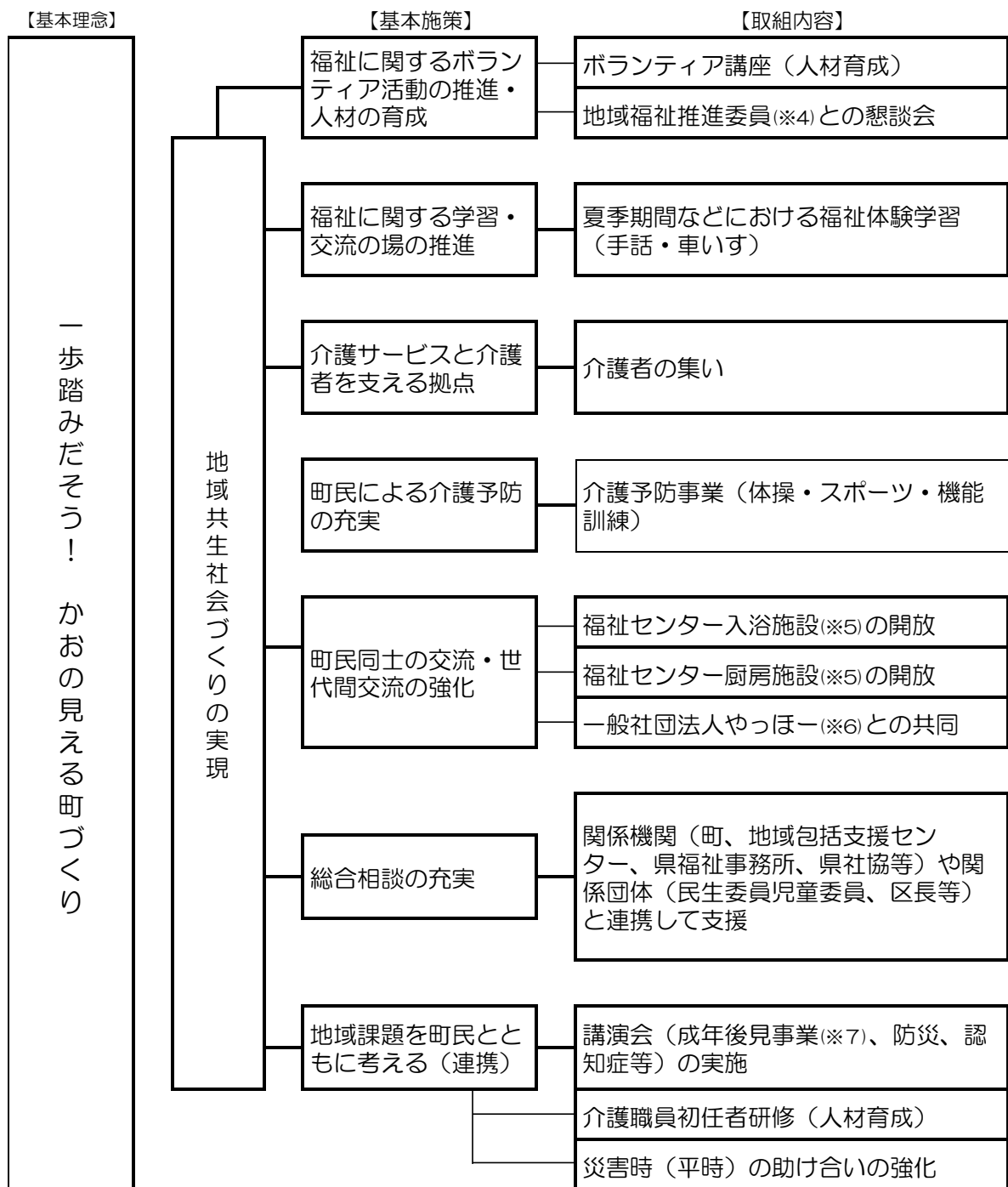


活動の特徴

- ・ 住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進めます。
- ・ ひとりのニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組みます。
- ・ 幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働します。

第3章 計画の概要

1 計画の全体像



2 基本施策の現状と課題

計画の中で掲げている“7つの基本施策”に関する現状と課題について、下記の通りにまとめます。

【基本施策】	【現状と課題】
福祉に関するボランティア活動の推進・人材の育成	地域福祉におけるボランティアや地域福祉推進委員会の担い手が年々減少。また、担い手の高齢化により人材が不足、活動の運営に支障がでている。
福祉に関する学習・交流の場の推進	コロナ禍の影響もあり、福祉に関する学習の場や交流の機会が減少。
介護サービスと介護者を支える拠点	介護保険制度などの公的な介護サービスは利用しているが、介護者同士が集える場がない。
町民による介護予防の充実	町内全体で高齢化が進んでおり、交流や外出する機会が減少することで心身機能が低下。
町民同士の交流・世代間交流の強化	ライフスタイルや価値観の多様化により、地域で交流する機会が減少。また、サロン活動（※8）への参加者も限定され、特に男性の参加する場が不足。
総合相談の充実	権利擁護（※9）や生活困窮者への相談が増加。相談内容の複雑化・多様化に伴い、各相談機関がより総合的な相談体制の連携が必要。
地域課題を町民とともに考える（連携）	区長、民生委員児童委員、ボランティア等が中心になって、地域の課題解決に取り組んでいる。地域課題が複雑化しており、町民の福祉意識を向上（災害・防災を含む）することが必要。



（福祉センター入浴施設）



（福祉センター厨房施設）

3 取組内容に関する今後の見通し

計画の中で掲げている“7つの基本施策の取組内容”に関する今後の見通し（令和7年度～9年度）について、下記の通りにまとめます。

【取組内容】	【今後の見通し】		
	7年度	8年度	9年度
ボランティア講座（人材育成） 地域福祉推進委員会との懇談会	実施		
夏季期間などにおける福祉体験学習 （手話・車いす）	実施		
介護者の集い	実施		
介護予防（体操・スポーツ・機能訓練） （※13）	準備 実施	実施	
福祉センター入浴施設、福祉センター 厨房施設の開放 一般社団法人やっほーとの共同	準備	実施	
関係機関（町、地域包括支援センター、 福祉事務所、県社協等）や関係団体（民 生委員児童委員、区長等）と連携	実施		
講演会（成年後見制度、防災、認知症 等）の実施	準備 実施	実施	
介護職員初任者研修（人材育成）	準備		実施
災害時（平時）の助け合いの強化	実施		

※ この取組内容に載っていない部分についても、大磯町と協力しながらすすめて行きます。

4 計画の推進体制

(1) 住民・地域・関係団体との協働による計画の推進

一人ひとりが地域の中で自立し、地域への関心を深め、個々の支え合い・助け合いにより、コミュニティをつくりあげていくことが地域福祉の根幹です。主体である住民の協力がなければ、地域福祉を継続的に推進していくことは困難です。そのため、地域住民や事業者、関係機関・団体、町など、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと連携し、推進していくことが大切です。住民一人ひとりと、地域・関係団体などがそれぞれの役割や特性を活かしながら、相互に協力して地域における福祉課題の解決に取り組みます。

(2) 町との連携

地域福祉は、公的な支援による「公助」、個人による「自助」、近隣の住民やボランティア・NPO団体等地域の力を活用した「互助（共助）」が役割を担って活動していくことが必要です。当会は町と計画を推進するために、「自助」「互助（共助）」「公助」と連携を図ることが必要であります。

(3) 計画の普及啓発

本計画は、住民・関係団体・当会及び町が、計画で位置づけられたそれぞれの取り組みを認識し、施策を展開する中で連携、協働して推進していかなければなりません。まず、地域福祉活動計画を多くの住民に知ってもらうため、様々な場面においても積極的な計画の周知に努め、地域福祉の理解を広げていきます。

1 計画策定におけるアンケート及び調査結果

【アンケート調査を実施するにあたり】

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家族内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向け、行政だけでなく、企業・ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域生活課題を解決することが求められています。

高齢者、障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていく必要があります。

大磯町は「地域福祉計画」を策定するにあたり、令和3年度に大磯町が住民にアンケート調査を実施し、様々な課題が抽出され令和4年度に「地域福祉計画」を取りまとめました。(別添、「概要版」参照)

今後、大磯町社会福祉協議会では、地域福祉計画にある課題に対しての取組を「地域福祉活動計画」で取りまとめをします。

今回の「第3期地域福祉活動計画」の策定にあたり、町内の福祉関係者及び事業所の方を中心に社会福祉協議会に対してのアンケート調査を実施します。今後、社会福祉協議会を中心として地域福祉の推進を図るための資料になりますので、アンケート調査にご協力の程、よろしくお願いします。

大磯町社会福祉協議会
会 長 鈴木 豊男子

【アンケート調査票】

問1 あなたの年齢をお答えください。

1. 20 代以下 2. 30 代 3. 40 代 4. 50 代 5. 60 代
6. 70 代 7. 80 代以上

問2 あなたは日常どの分野で活動されていますか。

1. 高齢関係 2. 障がい関係 3. 児童関係 4. 地域福祉関係

※ 問3以降は、各設問において、あなたが重要であると思う取組に○を付けてください。（複数回答可）また、あなたが考える取組（事業）がありましたら、「その他」にご記入ください。

問3 あなたは、地域福祉の啓発・広報活動の充実を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

1. 大磯町社会福祉大会 (※10) の開催
2. 広報紙の発行
3. ホームページの運営
4. 出前講座
5. その他 ()

問4 あなたは、地域の交流活動の推進を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

1. 地域福祉推進委員会との協働 2. 民生委員・児童委員との連携
3. 福祉関係団体との連携
4. その他（ ）

問5 あなたは、地域の担い手（ボランティア）の育成・確保をするためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

1. ボランティア講座の実施
2. 定年後の男性の社会活動の推進
3. 広報やホームページでの情報発信
4. ボランティア団体との交流
5. その他（ ）

問6 あなたは、災害時や緊急時の支援体制の充実を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

1. ボランティアセンター開設訓練 2. 地域との連携
3. 行政との連携 4. 災害救援ボランティアの会(※12)連携
5. その他 ()

問7 あなたは、地域福祉推進の情報を届ける仕組みの充実を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 広報紙での発信 | 2. ホームページでの発信 |
| 3. 地域との情報交換会 | 4. フリーペーパーの作成 |
| 5. その他（ | ） |

問8 あなたは、権利擁護の充実を図るためには、社協はどのような取組が、重要だと思いますか。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 日常生活自立支援事業（※11）の強化 | 2. 相談窓口の設置・強化 |
| 3. その他（ | ） |

問9 あなたは、地域との連携を強化するためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| 1. 地域（民生委員・区長・推進委員・ボランティア等）との情報交換会 | |
| 2. 新規ボランティアの募集 | 3. 個人ボランティア活動を推進 |
| 4. その他（ | ） |

問10 あなたは、社協と福祉団体が協働で地域福祉の推進を図るためには、どのような取組が重要だと思いますか。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 介護スタッフの発掘（ヘルパー講習の実施） | 2. ゴミ出し支援 |
| 3. 買い物支援（送迎支援） | 4. 学生への福祉啓発 |
| 5. その他（ | ） |

問11 あなたは、社協が、子育て支援の団体と地域福祉の推進を図るためには、どのような取組が重要だと思いますか。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 子どもの居場所づくり | 2. イベントの実施 |
| 3. 講習会の実施 | 4. 子ども食堂の支援 |
| 5. 他団体との連携を図る組織づくり | 6. 学習支援、学習スペースの提供 |
| 7. その他（ | ） |

問12 あなたは、福祉の相談体制の強化を図る場合、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 貸付相談の強化 | 2. ボランティア相談の強化 |
| 3. その他（ | ） |

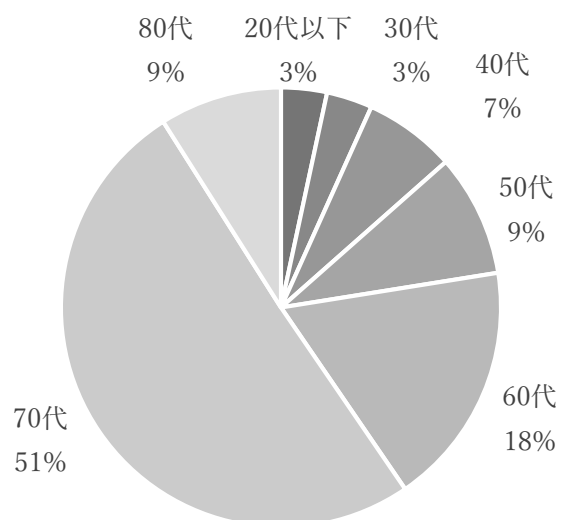
問 13 あなたは、地域福祉を推進するうえで、社会福祉法人や福祉関係機関での連携が必要になっていますが、どのような取組が重要だと思いますか。

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 福祉人材の発掘・育成 | 2. 職員同士の交流 |
| 3. 研修会の開催 | |
| 4. その他（ | ） |

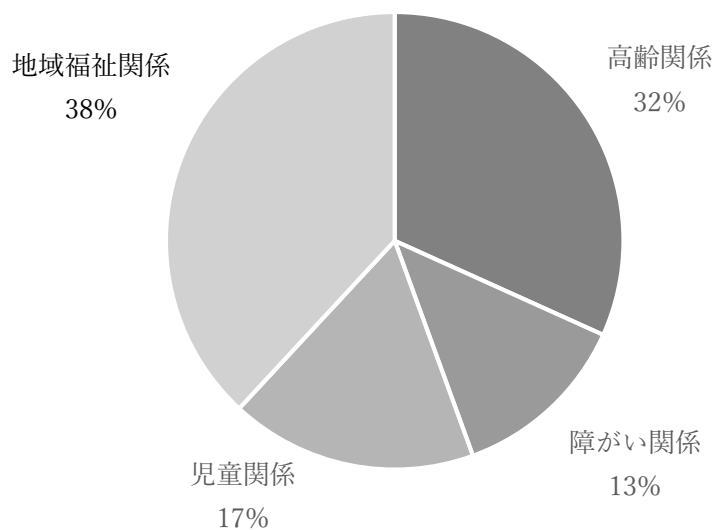
調査にご協力いただきありがとうございました。

【アンケート結果】

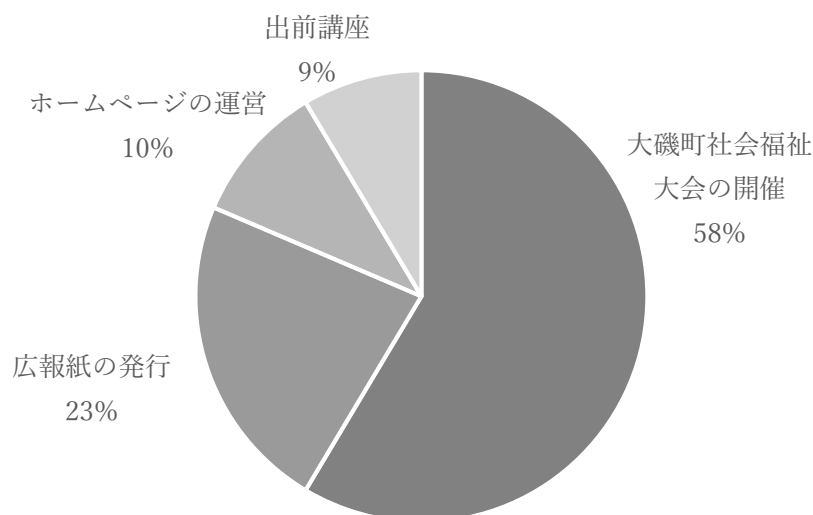
問1 あなたの年齢をお答えください。



問2 あなたは日常どの分野で活動されていますか。



問3 あなたは、地域福祉の啓発・広報活動の充実を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

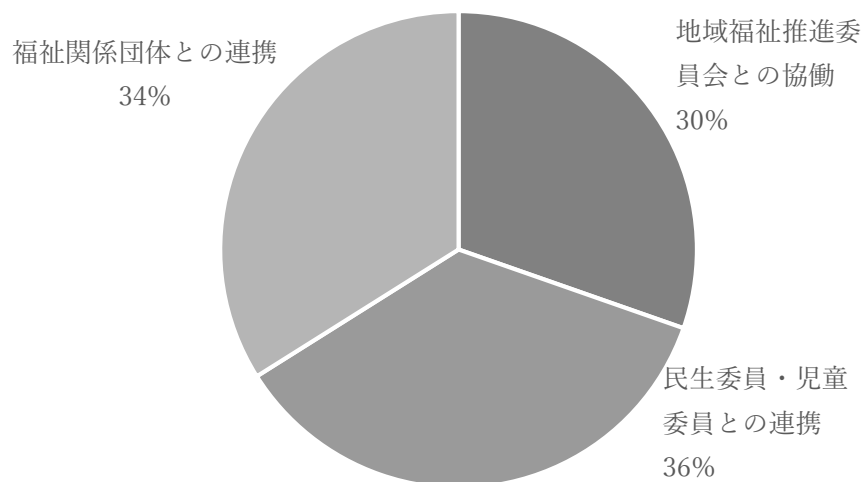


(その他意見)

- 社会福祉協議会の方が積極的に地域に出向いて行く必要があると思います。まずは地域の方々との関係性、顔の見える関係を作り、社協が何をしている所か、また、役割を知っていただき地域課題について共に考え行動を起こす事が啓発や取組みにつながっていくと思います。
- 困った時は社協に連絡するという方針で活動していますが、いろんな事例等をHPで知りたい。
- 福祉大会も講話や表彰状のみではなく、各福祉団体の活動内容の紹介や体験等ができるコーナー等が充実していると来場者にも興味を持っていただけたらと思う。
- 広報活動をもっと充実するべきでは。
- 各地区で開催されている高齢者を対象とした会等へ参加。
- 独居老人の買い物、電球の交換などの手助けをお願いします。
- 「社協広報紙」に「実践ボランティアの紹介」や「名言」を掲載する。公務員や民間企業を定年退職された後の人生を、世の為、他者の為に貢献している町民にスポットを当て、町民に「自己実現の欲求」の意欲を喚起する。社協広報紙には、例えばマザー・テレサの名言「愛の反対は、憎しみではなく、無関心です」や「世界で一番恐ろしい病気は、孤独です」などを引用し、町民に“いじめ”や“差別”についての無関心層に目覚めてもらう。
- フレイルにならない為の家庭で可能な運動

- 口のケア等の実践体験
- 役割と機能を地域福祉に関わらない、これから関わる人たちに話しかけていく行動が必要と思います。
- 子ども食堂、学習支援、放課後の子どもへの支援などへの必要性、広報啓発活動
- 以前から「出前福祉講座」が行われ役員に集ってもらい社協についての「取り組み」「事業の実施状況」等について講義いただいた。しかし、社協がどのようなことをしてくれるのか、やるのか、民生委員と社協との連携はどのようなのかPRはされているのであろうが、役員・地域住民には全くと言っていいくらい（言い過ぎか）伝わっていない。細やかなPRが必要ではないのかと考える。
- 地域福祉を行っている団体一覧をカテゴリ別につくって、HPがある団体についてはリンクを貼ると相互理解も深まるのではと思います。

問4 あなたは、地域の交流活動の推進を図るためには、社協はどのような取組が重要であると思いますか。



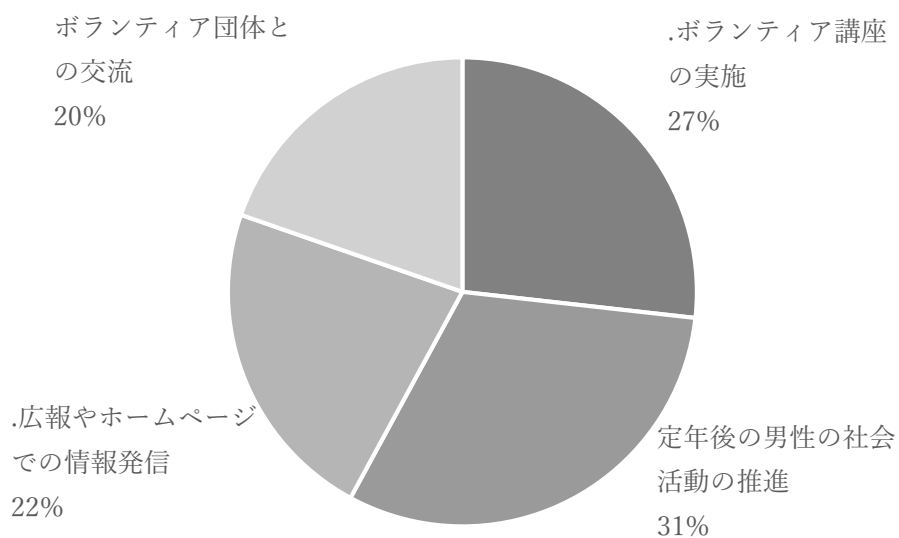
（その他意見）

- 生活支援整備体制にも通じる所ではありますが、CSWの配置等を検討していただければと思います。西部、東部地域といった2か所でも良いので、児童・高齢・障がいといった事に囚われることなく各機関をつなぐ橋渡しをしていただければと思います。予算的に実現が難しいのであれば町への要望等も検討しても良いのではないのでしょうか。（増額等）

- 相手は住民。福祉イベントはどうでしょう。
- 地域の推進もお年寄りに対しいろんな活動をしているが、開催テーマ（出し物）に困る事もある。そのような時、経験豊富な社協がアドバイス等してくれれば助かる。
- 情報交換をもっとしてほしい。
- 以前から民生委員との連携を切望してきたが、全く機会が無かった。他の福祉団体との連携も以前（2018年）まではさざれ石が各団体の活動拠点としての機能を持ち、交流の機会があったが、現在はそれが消滅して情報交換等が出来ないことが残念。
- 「地域福祉推進委員会」の存在をどれ程の人が理解しているのだろうか。社協との関係がより明確な名称にすべきだと思うとともに「資金を渡して後はそれぞれ勝手にやれ」では担い手も増えなければ住民に理解されない。それぞれの団体・役職との関係をより具体的に示してリーダー性を発揮していくべきでは。
- 社協スタッフの増員
- 地域福祉推進委員会の活動があまり見えてこない。ホームページで広報活動する。それぞれの取組をPRする。
- 担い手不足を解消するため若い世代の新しい考え方を取り入れられるように工夫する。
- 地域住民との関わり合いを強めるため、地区住民の集まりにはできるだけ参加する。
- 地域の店舗との連携、協力の呼びかけ
- 各地区（委員会・ボランティア）の交流も地域差があるのではないか？
- 地域の交流活動の推進のために、社協は「文化芸能人材」を把握し、仲介する。高齢者の中には、若い時に日本古来の「文化芸能」を身に着けられた方もおられる。社協はこうした人材を常に把握し、芸能を希望する団体への仲介を行う。日本古来の「文化芸能」には、例えば箏・三味線・尺八・横笛・琵琶・笙・鼓・胡弓・謡曲・仕舞・長唄・小唄・詩吟・日本舞踊・剣舞・民謡・民舞・講談・古典落語・浪曲などが考えられ、日本の芸能文化の伝承と共に、演じられる方々には、生き甲斐（自己実現の欲求）を感じることが大いに期待できる。
- 各地域で何かの催し物があった時にボランティアを派遣できる事業を仲介してほしい。例）落語の方、音楽ができる方、マジックができる方等色々な方の派遣
- 色々な組織との連携
- 地域福祉委員会との協働はつまり町内会との連携も重要

- 下部組織の福祉推進委員会への働きかけ、専門スタッフを置いて地域との交流を企めることが大切（ボランティア）
- 交流会で集まった時に行える内容のアドバイスがあると良いと思います。（体操、歌、講座、落語など）

問5 あなたは、地域の担い手（ボランティア）の育成・確保をするためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

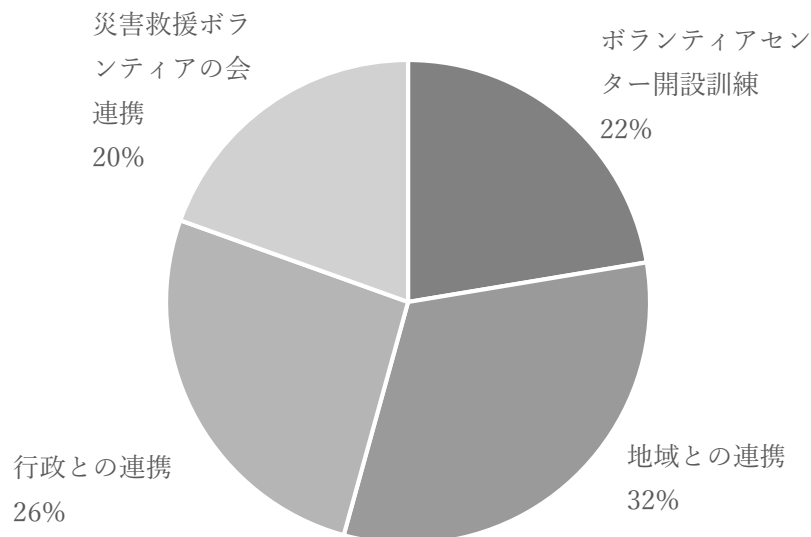


（その他意見）

- 広報やHPで募集しても応じる人は少ないかも。地域に出向いての活動は有効かも。
- 時間があって元気なシニアの方が大勢いらっしゃいます。「やってみたい」「参加したい」と思えるオプションを出してほしいです。
- 高齢者ばかりが多いが、若い世代（30代40代）学生さんたちへの発信。
- 地域のボランティア確保は難しい問題です。定年が65歳は当たり前、その後も働く方も多いのが最近です。親や配偶者の介護、孫の面倒、でも何とかしないと、地域から情報発信をして行きたい。
- 子どもから高齢者までが気軽に集まれる“つどいの場”を主催、又は既存の“場”を運営している団体と協力、バックアップしていく。
- 各地域に根ざす子ども会、青年会の活性化と交流を！
- 定年後（ 歳？）でも週3～5日働く時代になっており、日頃（通常の）生活で地域ボランティア活動に参加する意識向上を！

- 運動公園を利用したイベント（体操等）実施、参加者をつのる。
- 学生へ向けた活動内容の紹介
- おためしでボランティアが出来る機会（体験会）を作り、なぜボランティアが必要なのか説明する。
- 講座は何日もしたくないなので短めにしてほしい。
- 定年後の男性に限らず、就業中でも性別問わずに受けられる時間や場所を設定する講座を推進する。
- 邪道ではあるかと思うが、子育て世代の協力を得ることは必要と思うが限界がある。
- 高齢者の居場所作りの一環として、高齢者の社会奉仕活動へ力を貸していただくような事は可能なのか。
- 過去に民生委員や地域福祉活動にけんめいに取り組んで来られた元気な高齢者は多くいる。与えられるだけでなく“力を貸してほしい”（言葉は適当でないが）との姿勢を示していくことも必要ではないか。
- 独居（男女問わず）世帯の増加と地域との交流の希薄さ。この接点への踏み込みを研究されたい。
- 若者（学生を含む）の地域福祉意識の醸成
- 各事業体（サービス）に関わっているボランティアの交流
- 朝日新聞より
支援したい人はいっぱいいる。でもその多くが場所とお金でつまづいている。ボランティア頼みでは長続きしない。支援者が疲弊しないような循環の仕組みが必要。「支援したい人」を支援することが大切。
- 既製のボランティア団体に入るのには抵抗がある「支援したい人」が「始めの一步」を踏み出せる様な「後押し」を社協に期待します。
- 交流の場をつくる意味では気軽にヤッホーを利用して頂けたら、話しやすい雰囲気生まれと思います。

問6 あなたは、災害時や緊急時の支援体制の充実を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

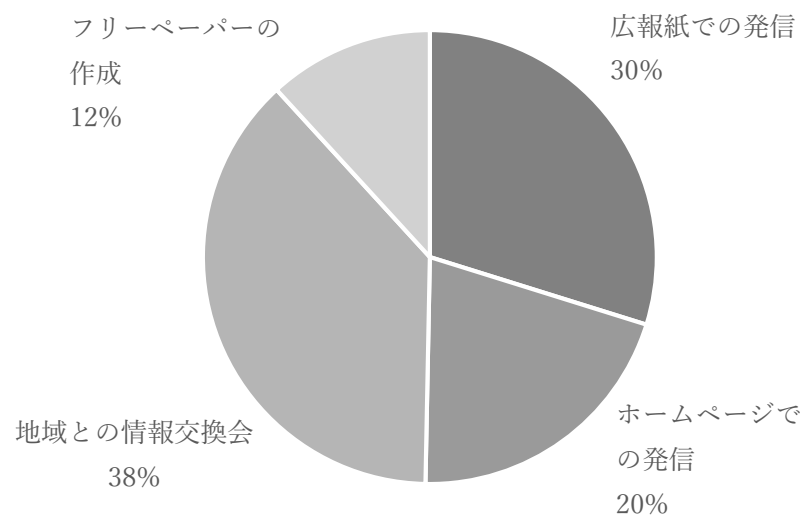


(その他意見)

- 福祉避難所の数を増やし、その運営の仕方を決めてほしい。
- 福祉避難所としての訓練
- 自主防との連携、特に避難所開設時、運営には協力が必要
- 常日頃からの訓練が必要
- 災害時に物資や人を必要なところへ必要数行きわたるような各地区との連絡や連携の体制をあらゆる場面（道路の寸断や通信の不具合など）を想定して整えておく。
- 地域＝町内会と考えられ、町内会（区長）をトップに各地域内の組織（連携）が必要！通常（平時）の生活と連携が災害時にも！（逆は無い）
- どの様に進めて良いのか迷っているのが現状と思います。
- いつ災害が起こるかわからないので、できる事は今から綿密な打ち合わせを各関係機関とする事が大事。
- 指定避難所と情報共有する訓練
 - ボランティアを必要とする人数と内容
 - 提供できるボランティア
- 災害救助ボランティアの活動の推進、協力連携は必要、促進はよいことであると考えます。
- 災害弱者の把握

- 町の避難訓練への参加
- 災害時に担う役割の明確化
- 社協（組織）として、大磯町の中での役割・職員の役割
- 日頃より各地区で活動している民生委員さんとの対話を大切にして、支援が必要となる対象の把握をできたら、いざという時に動きやすいと思う。

問7 あなたは、地域福祉推進の情報を届ける仕組みの充実を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

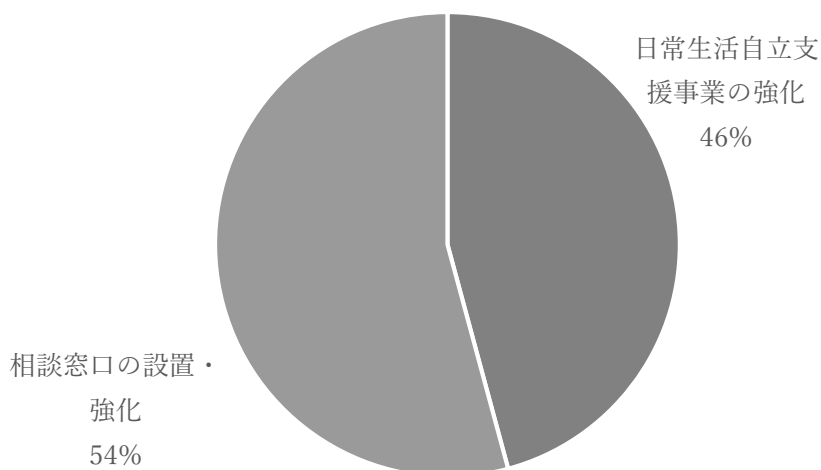


（その他意見）

- 地域に福推があるのだから、こことの交流を大事にして欲しい。
- 具体的な事業内容が周知されるとよいと思います。
- SNSの活用
- 自宅から出にくい人のためにどのように接するか。訪問して説明するのか。ペーパーの戸別配布に対する反応をどのように把握するのか。民生委員の訪問にあわせて反応を聞き取るのか。
- 年寄が理解できる仕組みを提供したらいいです。
- 小中学校と連携、依頼し学校で講座を開かせてもらい、子供から親世代へのインプットを促す。
- 地区内の活動で、町内会（回覧、町内会のHP）の連絡網、発信をしているが、町 or 社協のHPにも！
- 一方通行ではなく、顔を合わせての取組が必要かと

- SNSの積極的な活用
- 地域福祉推進の各地区との交流はどうでしょうか
- ホームページについては都度新たな情報の更新が不可欠と考えます。
- 会議をしても社協って何なの、というような雰囲気が感じられる。(少し言い過ぎか) 細かな広告、PRが必要だ。
- 町の様々なイベントに参加し、フリーペーパーを配布する等。画一的な取組ではない、きめ細かな取組が重要。説明が大事。ポイントを絞り理解してもらう。

問8 あなたは、権利擁護の充実を図るためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。

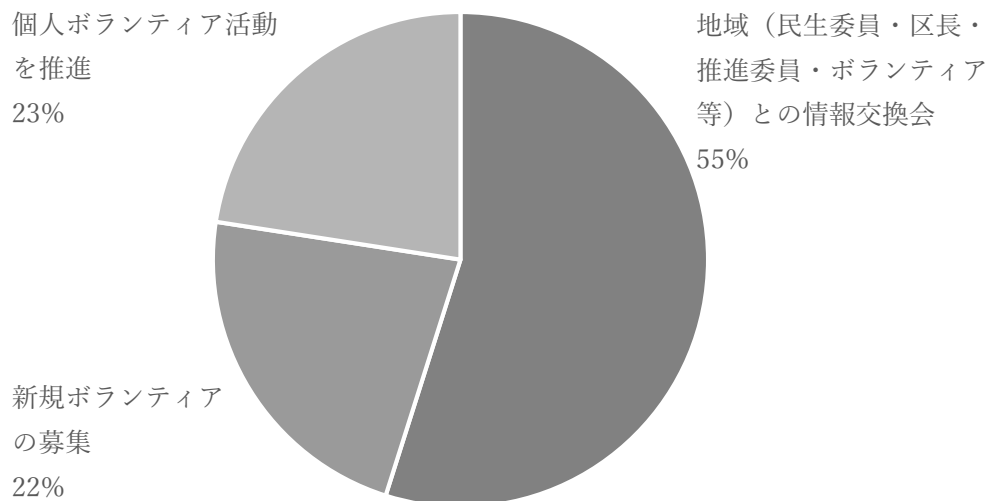


(その他意見)

- 専門職の配置を望みます。
- 後見制度の中核機関としての役割りを期待します。
- 広報活動を通じて「権利擁護」の意義、具体的な内容を地域に理解されるような内容を知らしめていく。
- 情報の発信→ホームページで詳しく説明
- 講座を地区を地区毎に行う。
- バリアフリーの場所を増やす
- 相談窓口があることを広く周知させる活動。
- 定期的な見守り
- 高齢で独居の方の日常生活自立支援のニーズは多いと感じます。

- 高齢、障がい、児童等、当事者を支える保護者へ向けたリーフレットなどを作成し周知する。
- 関連福祉施設にて研修や講習会への参加。参加するよう促す。
- 相談窓口まで行くことが出来ない方が多数います。今、どうしたらと悩む方がいらっしゃいます。両親を見て介護が必要な方、3度の食事の支度など毎日におわれて、通りすがら道でお元気ですか、と声をかけ、元気じゃないのよ、実はと話が出てくる出てくる。ちょっとまってこれから行くところがあるからとりあえず社協か包括へ電話してと連絡先をお知らせしました。気落ちにゆとりがほしいと？介護してる人の介護が欲しいと思います。
- 専門的かつ法的なこと、及びプライバシーの問題もある（勉強不足）。重要な事業であると考えてるので実施の関係や広報に適切な計画、企画等盛り込むことが必要と考える。
- 日頃のPRによる存在の再確認。（事業PRが第一ではないか）
- まずどのような制度があるのか、分かりやすく伝える必要があるのではないかと感じる。支援する側（ケアマネージャー等）の理解も十分でないように思われる。
- 相談窓口の設置、強化が重要。相談にのれる職員を増やしてほしい。「相談窓口」の可視化。ここが相談窓口という事がわかる様にすることが相談のしやすさにつながるのではないかと思います。
- 町民の方にしっかりと権利擁護とは、ということを知ってもらうことが大切。
- 気軽に相談できる相手がいることが大事で、その相手が専門機関につなげてプライバシーを守ることができれば、その受け皿（コーディネーター？）として社協が中心となって取り組むことができるのではと思う。

問9 あなたは、地域との連携を強化するためには、社協はどのような取組が重要だと思いますか。



（その他意見）

- ・ 同一目的で活動している人達同志が知り合う事、アドバイスしあう事等が大事と思う。
- ・ 年に2～3回でいいから中学生にボランティア体験の機会を設け、ボランティア活動を身近に感じてもらうしくみを作る。
- ・ 地域・団体・個人が協力して活動できるよう、目的目標をはっきり示していくべきだと思う。
- ・ 若い世代の方をもっと取り込む形で学校などに出向き発信する
- ・ 各組織の横断的な情報交換会が必要
- ・ 地域イベントへの参画
- ・ 今は高齢者が多い、若い人の参加が欲しい。
- ・ 特に支援が必要な人の情報を得るための定期的な聞き取り
- ・ ボランティア活動（各地域内か、大磯町全体か）これらのアナウンスも
- ・ 地域の活動は町内会組織が原点と考える。町内会での位置付けが必要か？
- ・ まずは当事者からの生の声を直接聞く場が必要かと。地域の役職、サポートの方々、又は当事者へのアンケートだけではなく。指定場所（地域の公民館等）への移動が困難な方には希望があれば社協が送迎サービスを考える。
- ・ 地域福祉に突出した先進地に学び、ブレインストーミングでアイデアを出そう。全国には、地域福祉に関して優れた実践を行っている地方自治体や社協、NPO法人はある。そうした先進地の視察に職員や理事等を派遣し、プレー

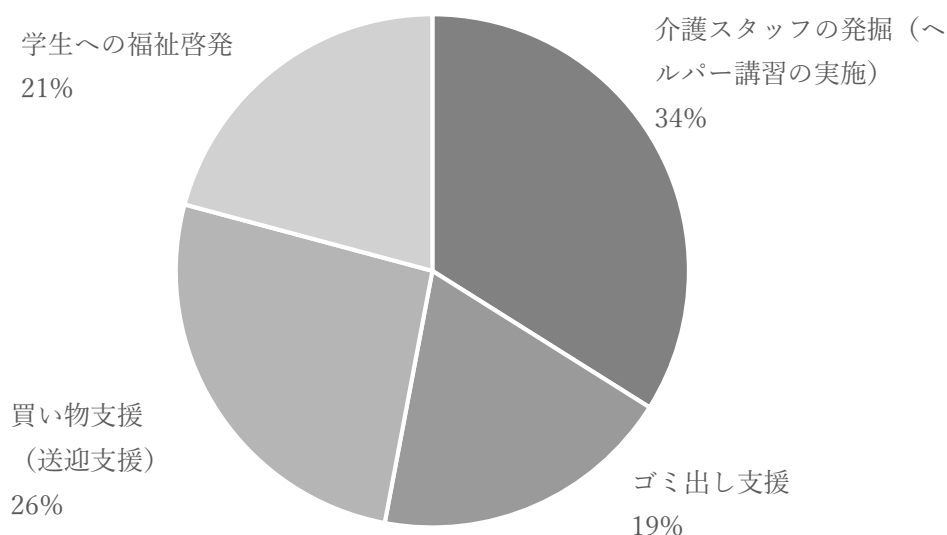
ンストーミングを行いながら地域と連携の強化に向けたアイデアを出そう。

- 例えば、大磯町社協も「地域福祉学会地域福祉優秀実践賞」受賞を目標に掲げ、社協を中心に各団体がまとまりたい。生まれ変わった町社協の為にも、関りを強化する動きはすぐできることとして行ってもらいたい。ボランティアが気持ちよく取り組んでいれば次第に仲間が増えていくと思います。」色々な意見、身近な問題を出し合って共通意識を持って取り組んでいけたらよいのではないか
- 各委員さんに発言を求めているが発展的なものはない。区長がその地域において、その責務を負うことは確かであるが、区長は町内会の行政的事務、事業に対応するのが精一杯だ。福祉のことについては手が回らない。子ども会、老人クラブ等の地域福祉にはその事業の推進には力は及べない。
- 民生委員（会）の中では地域福祉の推進にどのようなことが話し合われているのか全くといっていい程分からない。現在（これではいけないが）あまり情報交換がなされていないのが現状である。
- 人手不足もあり難しいと存じますが、待ち受けでなく積極的に地域に顔を出す担当者を専任として置かれてはいかがか。上記の対策としても。
- 社協の方々が地域住民にとってもっと身近な存在として認識されるよう、社協の目的ありきではなく、地域を純粋に支援するような活動が増えるといいのではないかと思う。

3. 個人ボランティア活動を推進についての意見

- アンケート結果「地域で手助けしてほしいこと」「困っている世帯にできる手助け」の上位に「安否確認の声かけ」「買い物の手伝い」「話し相手」があるので両者をマッチングする役割を社協に期待します。
- まずは大磯町内様々なところで地域への取り組みを行っている個人や団体をまんべんなく把握して、希望する人がフラットに話し合って協働できる下地づくりがあれば良いと思う。

問 10 あなたは、社協と福祉団体が協働で地域福祉の推進を図るためには、どのような取組が重要だと思いますか。



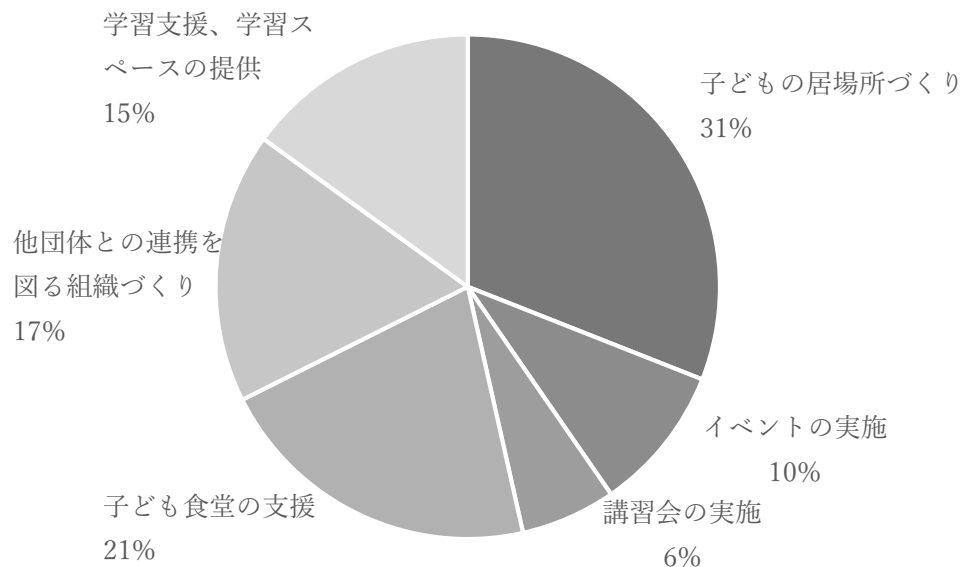
（その他意見）

- 1 に関してはヘルパー事業所の設置、運営への取組
- 3 に関しては空いている車両を利用した送迎サービスの開設、取組など。
- 社協と福祉団体とのコミュニケーション
- 住民向け共同イベント
- 小さなことから、具体的なことからスタートする
- 町内にある高校や星槎学園の生徒に参加してもらうようなイベントを行う。
- ボランティアでは限界がある。
- 区長会などでもっとアピールする。ごみ出しもシルバー人材に登録している人で担っているが、もっと違う方法もあるのではないかと。例えば中高生（学生）が登校する際にゴミ出しをするサポーターを募集するとか。1つの案だが、学校での福祉体験も重要だが日常の困りごとをどう解決できるか、学生さん達にアイデアを求めているワークショップ的なものも。
- 「地域福祉＝高齢者サポート」との考え方だけで良いのか。
- 地域福祉とは住民全員の為になる取組だと認識されない限り推進しないと考える。その周知が重要ではないか。
- “お困り世帯”への相談支援体制作り（助けてほしいことが色々なので必要なことをしっかり把握する）
- “お困り世帯”発掘のために幼保・学校・民生委員・見守り隊などと連携
- 高齢や障がいなどで特に独居の方のニーズの高いのがゴミ出し支援だと感じる。

買い物は別居の親族やネット、介護保険、障がいサービスでも支援が受けられる場合もあるが、ゴミ出しは無理をすれば何とかできるが辛いと思っている人も多いと感じるので。

- 高齢者が参画しやすい方法を一緒に考え改善する積み重ねが大切だと考えます。趣味などを通じ地域とのつながりを持ち、集う場所が出来れば皆さんが参加しやすくなると思います。以前、町の「おあしす」を毎月1回参加した思いがあります。近所の方々とお会いする事が出来ました。
- 小中学校から教育の中で意義、仕組み等の周知を徹底していく。
- ゴミ出し支援については（勉強不足）福祉課を通してシルバー人材センターがワンコインで受けていることと社協独自でも対応していると聞く。また、地域の人どうしてボランティア的に相互協力しているところもありそうだ。送迎支援等含め、今後ますます増えるの見込まれるので取り組み、対応が必要である。
- 各機関のネット相互の会員増を考えたい。隙間が生じないネット作りが必要。
- 合同の災害避難訓練
- ヘルパー不足が深刻な状況、身近な所で講習を受けられると感心を持ってもらえる。
- 「困った時に手助けしてほしい事」「困っている世帯にできる手助け」の上位に「安否確認の声かけ」「買い物の手伝い」「話し相手」があるので両者をつなぎ合わせるマッチングの役割を社協に期待しています。
- 日頃の助け合いがあってこそその「災害時の手助け」が実現すると思います。
- 「ゴミ出し」もボランティアでお願いできると有難いですね。
- ご近所の関係作りの糸口にもなると思います。コーディネートする「人」が必要です。

問 11 あなたは、社協が、子育て支援の団体と地域福祉の推進を図るためには、どのような取組が重要だと思いますか。



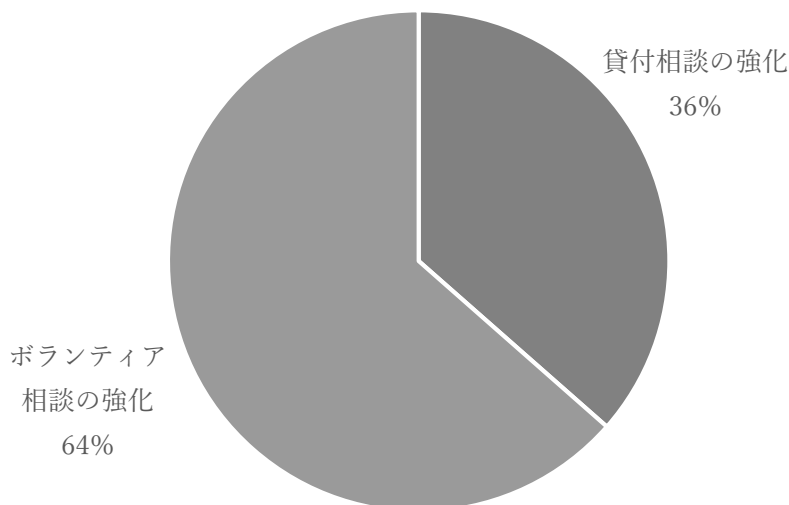
(その他意見)

- こんな所で社協が活躍しているんだと世の中に認知してもらう。
- 町の公共施設を活用して居場所を作る。西地区なら横溝記念館は空きスペースが多いので子供の居場所（高齢者も共にでも良い）
- フードバンクなど
- ヤングケアラーの支援
- 学生からリタイア組まで幅広いボランティアを集める
- 子どもの居場所→公民館が一番良い。福社会館、民家？
- イベント→地域の子ども会、育成会の活性化
- 子ども食堂→子どもも高齢者も又は誰でも入れる食堂（1回／月の継続は大変難しい）NPO化が良いか？
- 子育て支援団体との問題や課題の共有から始めるのが良いかと思う。
- 子どもの居場所と高齢者（お元気な方）の集える場所づくり
- 各ボランティア活動にも細やかな配慮と見守り、援助を
- 社協の子育て支援（歩を始めてから小学生頃まで）がどのようなものか（勉強不足）分からないが、子ども会減少の対応（前述のとおり）は必要とする中で、居場所として遊び場（従来のブランコ、滑り台等だけでなく、スポーツ・ボール遊び（サッカー、バスケ、簡単なもの））づくりと子育て中の母親と子供自身が安全に行動（遊びや交流）できる施設の充実も町へ進言するよ

うなこともほしい。

- 日曜日、祭日に就労の親御さんの場合（一人親も）子供たちが安心できる場所、話し相手、愚痴を言える環境作り。
- できれば子供も高齢者も誰でも参加きる拠り所が広がると良いです。社協ならではの企画ができると思います。
- コーディネーターとしての機能、役割を社協に果たしてほしい。イベントを実施し、参加した方達にボランティア活動に参加してもらえる様な企画を立て、グループの形成などにつなげる。
- 是非ヤッホーの場所をフル活用して頂きたい。その中で①④についてはボランティアスタッフがなかなか見つからない現状もあるので、様々な年代の方が携われるような仕組みづくりを話し合いたい。

問 12 あなたは、福祉の相談体制の強化を図る場合、社協はどのような取組が重要だと思いますか。



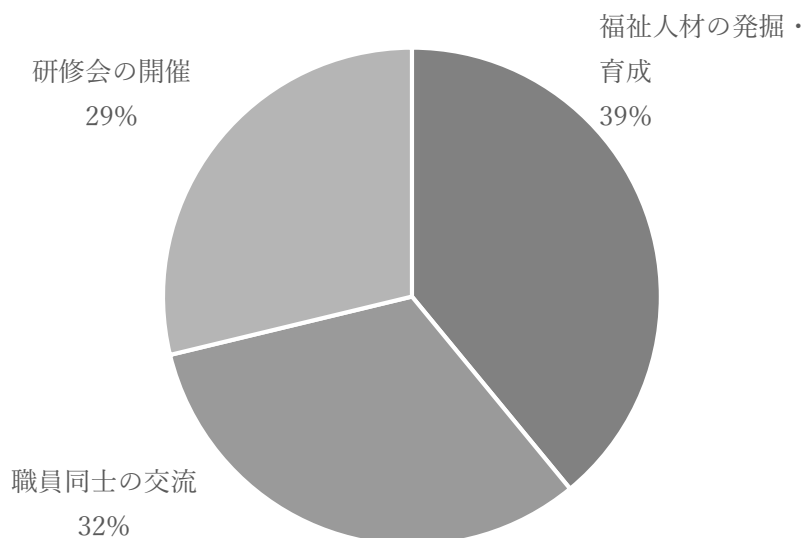
（その他意見）

- 町の総合相談窓口の設置・充実が第一。社協と包括は町と連携・協力
- 相談体制の周知
- 社協の人員増員（ボランティアではなく正規雇用）
- 地区での多世代の居場所ができることによって、そこでの何気ない会話で相談の糸口が見つかるかもしれない。〇〇相談という窓口を作ってもハードルが高くて行けない方のほうが多い。日頃の活動も中で拾いあげるよ

うな場所があった方が良いのでは。

- 住民への福祉情報の発信を繰り返し行う。
- 利用をすすめる為、社協への相談事を紹介する
- 町内全館への出前相談会
- まずはどのようなニーズがあってそれぞれの緊急性や重要性を評価するところからスタートと考える。
- 他の福祉団体との情報交換・共有
- “お困りごと”は色々なので第1段階としての“よろず相談窓口”を作り周知する。その際、絶対秘密厳守、周囲に知られない配慮を。
- 継続する為の支援（資本、相続、支援）
- ボランティア活動にメリットを提供、何らかのペイバック
- 何か困っている事があったり気になることがある場合、その人の身近な人に相談（話す）ことが多いと思われる。身近な支援をしてくれる人や近所の民生委員さんだったりするのでは…。そういった人が代わりに（つないで）相談するシステムを強化してみたらどうか？
- 町内にリタイアした介護、法律関係等の資格を持った方が相談員として（町民が気軽に相談を受けることができるよう）登録をしてもらっては。
- SNS等を使用し気軽に相談できる場があると良い。
- 自身の経験から両親の介護で困っている時に包括支援センターに相談し、アドバイス頂いたことが精神的に支えになったことは事実です。
- 気軽に足の向く雰囲気、風当たりを感じさせる窓口を作る。例えば金融機関の待合室の椅子、テーブル等に気遣い。
- 社協がどのようなところか、どのような相談をしてよいのか、まだよく知らない人が多いような気がします。
- 色々な支援団体、ボランティアグループ等へのつなぎの場作り
- 何について相談できるのかを周知すること。
- 相談体制を担当するスタッフの育成は待った無しと思われる。相談内容について、相談者の今後の生活にしっかり役立てる取り組みにつなげられるように。
- 貸付相談に訪れた人に他の相談窓口につなげるなど、困っている方の発見機能になると思う。
- どこに何を相談したらどんな援助、支援があるのかなど、取り組みをまず知ってもらう。

問 13 あなたは、地域福祉を推進するうえで、社会福祉法人や福祉関係機関での連携が必要になっていますが、どのような取組が重要だと思いますか



(その他意見)

- ・ 湘南ウエストの様な取り組みを社協が中心となり行うこと。
- ・ 1に人材、2に人材、人材の発掘育成は基本だと思います。
- ・ 人手不足の解消が近々の課題だと思う。
- ・ 費用、人材の限界はあると思われますが、ねらいを絞って存在を示して欲しい。
- ・ 共同での仕事を考える。
- ・ 最新の知見の勉強、互いに学び合う体制作り
- ・ 通いの場（子供、大人、高齢者、障がい者が自由に集まる場所）の設置
- ・ 高齢者・障がい者の足（車、又は手伝い）が必要
- ・ 関係者のモラルと意識向上を図る。
- ・ 法人、関係機関は専任だが地区は地区役員の改選、ボランティア人材の高齢化等、問題は多々ある。何らかの今以上の価値を提供すべきでは！
- ・ 社福や福祉団体との“どんなことを日常的に感じているか…”を共有することから、かと思う。
- ・ 先進地を視察し先進地に学ぼう。
- ・ マンパワー（人数）と現状の体制、役割の向上と地区市民の意識の周知
- ・ 人材不足の今、人材の発掘、育成、活用が大事。

- 福祉事業が民間福祉事業者への委託契約で実施されてきているが（勉強不足）従来の地元密着の手づくり事業の良きところを見直し、理事（会）の意見がどうなっているのかオープンにして、より大磯町に合った施策、企画、計画を実施すべきだ。
- 公助は最後の砦。それぞれの進捗状況の開示、不足への補完が大切。役割の再確認が重要。
- 子育て支援、高齢者支援にかかわる人々との意見交換の場作り
- 先進的な取り組みをしている他の社会福祉協議会に短期間出向く、研修するなどして、職員自らの啓発が大事ではないかと思う。
- 各団体が閉鎖的にならずに取り組む姿勢を町民の方にみてもらい、理解して頂き、そこから連携ができていけるのではないか。
- まずは色んなかかわりをする人同士が繋がれるようにネットワークを作ることが大切だと思う。

2 策定委員会要綱

大磯町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大磯町社会福祉協議会定款第34条の規定に基づき設置する大磯町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 大磯町における地域福祉の増進と、大磯町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）の事業の充実・強化及び今後の方向性を示すため、地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を、調査・検討する。

- (1) 地域福祉活動計画策定に必要なニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等
- (2) 地域福祉活動計画の策定
- (3) その他、計画策定のために必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

- 2 委員は、地域福祉関係者、行政職員及び学識経験者の中から町社協会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(作業部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、部会員 10 名以内をもって構成し、町社協会長が委嘱する。
- 3 作業部会に、部会長 1 名及び副部会長 1 名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第 8 条 委員会及び作業部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第 9 条 委員会委員及び作業部会部会員の任期は、計画策定完了までとする。

- 2 補欠委員及び補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第 10 条 第 4 条第 2 項に規定する委員に対し、別表に定める報酬を支給することができる。

- 2 前項に規定する報酬は、本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(事務局)

第 11 条 委員会及び作業部会の事務局は、町社協内に置く。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 22 日から施行する。

別表(第 10 条関係)

区分	報酬の額※
学識経験者	1 回あたり 10,000 円
その他	1 回あたり 3,000 円

※源泉所得税額を含む。

3 策定委員名簿

大磯町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：委嘱日（令和5年度第1回策定委員会）～第3期計画策定完了まで

No.	区分	委員名	団体名（役職等）	備考
1	地域福祉関係者	織戸 明	大磯町民生委員児童委員協議会（会長）	
2	地域福祉関係者	小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会（会長）	
3	地域福祉関係者	萩原 勝己	障がい者福祉施設 （社福）素心会（理事長）	副委員長
4	地域福祉関係者	山田 政雄	高齢者福祉施設 （社福）豊友会特別養護老人ホーム大磯喜楽園（施設長）	
5	地域福祉関係者	山田 和信	児童福祉施設 （社福）エリザベス・サンダース・ホーム（事務局長）	
6	地域福祉関係者	服部 清仁	大磯町東部地域包括支援センター（管理者）	第2回委員会まで
		岩田 瑞香		第3回委員会から
7	地域福祉関係者	岩本 朋子	大磯町西部地域包括支援センター（管理者）	
8	行政職員	宮代 千秋	大磯町町民福祉部福祉課（課長）	
9	行政職員	柳田美千代	大磯町町民福祉部子育て支援課（課長）	第2回委員会まで
		小林 琢哉		第3回委員会から
10	学識経験者	砂田淳一郎	国際学園星槎大学（准教授）	委員長

4 策定経過

実施年月日	策定経過
令和5年 11 月 13 日	第1回策定委員会 ・地域福祉活動策定要領、スケジュールについて
令和6年3月8日	第2回策定委員会 ・アンケート結果及び地域福祉活動計画（素案）について
令和6年9月3日	第3回策定委員会 ・地域福祉活動計画（素案）について
令和6年9月3日	令和6年度第3回理事会 ・第3期大磯町地域福祉活動計画について（協議）
令和7年 1 月 20 日 ～2 月 10 日	パブリックコメントの実施 ※応募なし
令和7年2月25日	第4回策定委員会 ・地域福祉活動計画（案）について
令和7年3月6日	令和6年度第5回理事会 ・第3期大磯町地域福祉活動計画について（協議）
令和7年3月27日 （予定）	令和6年度第3回評議員会 ・第3期大磯町地域福祉活動計画について（報告）

5 用語解説

※1 『地域共生社会』

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。

※2 『社会福祉協議会』

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの推進を目的として、社会福祉法に基づき町に設置された非営利組織。

町民の皆様からの会費や共同募金に加え、町補助金や各種受託料等を原資として、地域福祉サービスの提供等の活動を行う。

※3 『地域福祉』

地域で困っていることなどの様々な課題に対して、地域の中でお互いに助けたり助けられたりする関係を作り、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らせるよう取り組むこと。

※4 『地域福祉推進委員会』

各地区レベルでの社会福祉活動を実践する委員会。構成メンバーは、地域での福祉活動を実践するため、地区ボランティア、民生委員・児童委員、地区役員、子ども会、老人会などで構成。

※5 『入浴施設、食堂、厨房』

町立福祉センターさざれ石の地下にある設備。

※6 『一般社団法人やっほー』

令和6年4月から地域センター（町立福祉センターさざれ石隣）で、こどもの日中の居場所「ほとり」やこども食堂&コミュニティカフェ、こども放課後教室を行っている団体。

※7 『成年後見制度』

財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人を支援するための制度。

※8 『サロン活動』

地域住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、仲間づくりや健康づくりをするための活動。

※9 『権利擁護』

認知症、知的障がい、精神障がいなど判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。

※10『大磯町社会福祉大会』

福祉関係団体や関係機関が中心になって、住民の人権意識や福祉意識の向上、交流を図るために開催。

※11『日常生活自立支援事業』

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、金銭管理や福祉サービスの利用援助などの支援を行う事業。利用者との契約後、支援計画書に基づき、支援を行う。

※12『災害救援ボランティアの会』

大きな災害が起きた際、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害救援ボランティアの会と協働で運営をしていきます。平時から様々な訓練を実施して知識の向上を図っています。

※13『介護予防（大磯町の実施事業）』

- ・ますます元気いっぱい教室（高齢者への生活機能の維持や向上を図るため、運動機能維持向上プログラムと認知症予防プログラムなどを開催。）
- ・ADL低下予防（自宅でも出来るADL低下を予防、改善するストレッチや運動方法などを学びます。）
- ・QOL向上講座（教室参加により自身がイメージする生活を長く送ることが出来る事を目的にします。講義に加えて運動の実践も行います。）
- ・介護者リフレッシュのつどい（自宅で高齢者を介護している家族介護者の方が、心身ともにリフレッシュし、日頃の疲れをいやすことを目的としたつどいです。）

※14『通いの場（大磯町の実施事業）』

地域の集会所、個人宅、空き家、事業所の空きスペース等において、住民主体で体操、趣味活動、茶話会などを行い、高齢者の誰もが交流できる集いの場。

（例：スクエアステップエクササイズ、筋力強化トレーニング、認知症予防体操、スポーツ麻雀、健康体操、カラオケなど）